

平成28年和光市議会3月定例会

提出議案の概要

和光市

諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
担当	人権文化課
<p>【目的】</p> <p>人権擁護委員戸部恵一氏の任期が平成28年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。</p>	
議案第1号	和光市副市長の選任について
担当	職員課
<p>【目的】</p> <p>和光市副市長に、新たに大島秀彦氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、この案を提出するものです。</p>	

議案第 2 号	第四次和光市総合振興計画基本構想を改定することについて
担 当	政策課
<p>【目的】</p> <p>第四次和光市総合振興計画基本構想については、計画期間が平成23年度から平成32年度となっており、平成27年度は計画期間の中間年に当たります。</p> <p>基本施策及び施策については、社会経済情勢や市民ニーズの様々な変化に柔軟に対応していくため、5年で見直すとされていることから、この案を提出するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>改定の要点</p> <p>今回の改定は、現行の基本構想を大きく変えるものではなく、社会経済情勢及び市民ニーズの変化並びに法令等の改正等に対応するものです。</p> <p>主な改定箇所は次のとおりです。</p> <p>1 第1部 第四次和光市総合振興計画の策定に当たって</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合振興計画の趣旨に中間見直しの項目を追加しました。 (2) 計画の特徴に見直しの状況を追加しました。 (3) 行政改革の推進について内容を修正しました。 (4) 総合振興計画と個別分野計画の関係にある計画名・計画期間を見直しました。 (5) 和光市の特徴について内容を修正しました。 (6) 「第三次総合振興計画の達成度」を「総合振興計画の進捗状況」に改め、内容を修正しました。 (7) 人口推計について内容を修正するとともに、推計値を最新の数値に更新しました。 (8) 財政状況の今後の見通しについて内容を修正するとともに、財政推計を最新の数値に更新しました。 (9) 「第三次総合振興計画の総括を踏まえての課題」を「総合振興計画の進捗状況を踏まえての課題」に改め、内容を修正しました。 <p>2 第2部 基本構想</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 将来都市像の実現に向けた課題について内容を修正しました。 (2) 基本目標について内容を修正しました。 	

- (3) 重点プランについて内容を修正しました。
- (4) 施策の体系図に重点プランの記載を追加しました。

3 各施策・方針

- (1) 「3-2 平成27年度の現状」について、平成23年度策定時から5年が経過していることから、現在の状況を新たに追加しました。
- (2) 「4 課題」について、「3-2 平成27年度の現状」を踏まえ、内容を修正しました。
- (3) 「5 課題解決の考え方と取組」について、「4 課題」を受け、内容を修正しました。
- (4) 「6 取組内容」について、「5 課題解決の考え方と取組」を受け、内容を修正しました。
- (5) 「7 施策指標」について、指標の見直しを行うとともに、現状値及び目標値についても見直しを行いました。

議案第3号	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について
担当	職員課

【目的】

埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び皆野・長瀬上下水道組合が名称変更することに伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、この案を提出するものです。

【内容】

1 改正内容

- (1) 「皆野・長瀬上下水道組合」が「皆野・長瀬下水道組合」に名称変更します。
- (2) 「草加八潮消防組合」が当該組合に新たに加入します。

2 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

議案第4号	和光市行政不服審査委員条例を定めることについて
担当	政策課
<p>【目的】</p> <p>行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の「この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関」として設置する和光市行政不服審査委員（以下「審査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 制定理由</p> <p>審査委員については、法第67条第1項の行政不服審査会の設置及び組織に係る事項を定めた同法第5章第1節第1款の規定が準用されないことから、法第81条第4項の規定に基づき、審査委員に関し必要な事項は、条例により定めることとなっています。</p> <p>2 規定する事項</p> <p>(1) 所掌事務（第2条関係）</p> <p>法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとし、審査庁である市長の諮問に応じ、審査請求事件について調査審議を行い、市長に対して答申を行うものです。</p> <p>(2) 人数及び身分（第3条関係）</p> <p>審理の公正性の確保を図る一方、調査審議の効率性を確保する観点から、審査委員は2名とし、身分は非常勤の特別職とします。</p> <p>(3) 委嘱及び任期（第4条関係）</p> <p>審査委員は、行政庁の処分等に対する審査請求の裁決の客観性・公正性を高めるため、審査庁における審理のみに委ねるのではなく、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含め、審査庁である市長の判断の適否を審査する機関です。そのことから、審査委員には、その権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者を委嘱することとします。任期は2年とし、再任することができます。</p> <p>(4) 解嘱（第5条関係）</p> <p>審査委員は、職務を遂行する上で高い独立性・中立性が求められていますが、心身の故障のため職務の執行ができないときや、審査委員としてふさわ</p>	

しくない行いがあったときには、審査委員の適格を欠くと考えられることから、市長が解嘱できることとしています。

(5) 調査審議手続の非公開（第6条関係）

審査委員は、審査請求人の個人情報等が記載された文書も必要に応じて実際に見分して調査審議を行うこととなるため、その手続は非公開とします。

(6) 守秘義務及び罰則（第7条及び第11条関係）

審査委員は、調査審議の過程において、個人情報等に接する機会があり、守秘義務の遵守を求める必要性が高いと考えられることから、守秘義務を規定し、かつ、守秘義務違反については罰則を科することとします。

(7) 代表審査委員（第8条関係）

審査委員の所掌事務を進めるに当たっては、代表する者を置く必要があることから、代表審査委員を置くこととし、その職務を定めるものです。

(8) 合議（第9条関係）

審査委員による調査審議の慎重な実施を期するとともにその内容について社会的信頼を確保するため、答申の決定その他審査委員の権限に属する事項の決定は、審査委員の合議によるものとします。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

議案第5号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を定めることについて
担当	政策課

【目的】

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴う、法律番号の改正、引用条項の改正、不服申立て、異議申立て、決定等の文言の改正、手数料の新設などを行うため、関係条例の規定を整備するものです。

【内容】

1 改正条例

- (1) 職員の給与に関する条例（第1条関係）
法律番号及び引用条項を改正します。
- (2) 和光市固定資産評価審査委員会条例（第2条関係）
新行政不服審査制度に合わせて固定資産評価審査委員会の手続を改正します。
- (3) 和光市税条例（第3条関係）
異議申立てと審査請求を総称した「不服申立て」を「審査請求」に改めます。
- (4) 市長及び副市長の給与等に関する条例（第4条関係）
法律番号及び引用条項を改正します。
- (5) 和光市教育委員会教育長の給与等に関する条例（第5条関係）
法律番号及び引用条項を改正します。
- (6) 和光市手数料条例（第6条関係）
書類の写しの交付に係る手数料を新設します。
- (7) 和光市情報公開条例（第7条関係）
異議申立てと審査請求を総称した「不服申立て」を「審査請求」に改めるなど、文言を改正します。新行政不服審査制度における審理員による審理手続等に関する規定を適用除外とする旨を定めます。
- (8) 和光市個人情報保護条例（第8条関係）
異議申立てと審査請求を総称した「不服申立て」を「審査請求」に改めるなど、文言を改正します。新行政不服審査制度における審理員による審理手続等に関する規定を適用除外とする旨を定めます。
- (9) 和光市情報公開・個人情報保護審査会条例（第9条関係）
新行政不服審査制度に合わせて情報公開・個人情報保護審査会の手続を改

正します。

(10) 和光市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第10条関係）

異議申立てと審査請求を総称した「不服申立て」を「審査請求」に改めます。

2 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

議案第6号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	職員課

【目的】

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条では、議会の議員その他非常勤の職員が公務上の災害又は通勤による災害により年金たる補償として傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金のいずれかを受ける場合又は休業補償を受ける場合において、同一の事由により、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等の年金たる給付が支給されるときに調整を行うことを定めています。

今般、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第15号）が平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行います。

【内容】

1 改正内容

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を「0.86」から「0.88」に改正します。（附則第5条第1項改正規定関係）
- (2) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を「0.86」から「0.88」に改正します。（附則第5条第2項改正規定関係）

2 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

議案第7号	副市長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
-------	-------------------------------------

担当	職員課
----	-----

【目的】

引き続き、副市長の給与を減額して支給するため、所要の改正を行うものです。

【内容】

1 改正内容

(1) 実施期間

平成28年4月1日 ～ 平成32年3月31日

(2) 減額率

10%

	減額前	減額後 (△10%)
給料の月額	715,000円	643,500円

2 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

議案第8号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて
担当	職員課

【目的】

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることから、関係する条例について所要の改正を行うものです。

【内容】

1 改正する条例

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）
- (2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第8号）
- (3) 和光市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第6号）
- (4) 和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年条例第5号）

2 改正内容

(1) 職員の給与に関する条例（改正条例第1条関係）

- ① 地方公務員法の一部条項の削除が行われたことに伴い、当該法律の条項を引用している部分の修正を行います。（第1条改正規定関係）
- ② 改正後の地方公務員法第25条第3項第2号に基づく「等級別基準職務表（当市の名称：級別基準職務表）」を新たに規定します。（第3条改正規定関係）

(2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（改正条例第2条関係）

地方公務員法の一部条項の削除が行われたことに伴い、当該法律の条項を引用している部分の修正を行います。（第1条改正規定関係）

(3) 和光市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（改正条例第3条関係）

地方公務員法第58条の2で規定する人事行政の運営等の状況の公表に関して、任命権者が報告しなければならない事項について修正を行います。（第3条改正規定関係）

(4) 和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（改正条例第4条関係）

地方公務員法の一部条項の削除が行われたことに伴い、当該法律の条項を引用している部分の修正を行います。（第1条改正規定関係）

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

議案第9号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて
担当	職員課

【目的】

平成27年度の人事院勧告において、民間との地域間・世代間の給与実態に合わせ、国家公務員の一般職の給料表の改正や地域手当の率・勤勉手当の支給割合の見直しが示され、国は平成28年1月26日にこの人事院勧告に基づき給料表等の改正を実施しました。

和光市でも国家公務員の改正に準じ、市職員の給料の見直しを行うため、関係する条例について所要の改正を行うものです。

【内容】

1 改正内容

- (1) 給料表を国の人事院勧告に準拠した給料表に改正します。
- (2) 勤勉手当の支給割合の見直しを行い、年間100分の10引き上げます。
- (3) 55歳以上の職員の昇給について、勤務成績が「極めて良好」、「特に良好」の場合に限り、規則に定める基準に従い昇給するよう改正します。
- (4) 地域手当の率を14.5%に改正し、15%まで引き上げます。
- (5) 特定任期付職員の給料表も国に準拠した改正を行い、特定業務等従事任期付職員の給料表は職員の給料表の改正に合わせて改正します。
- (6) 特定任期付職員の期末手当の支給割合も現在、国と異なっていることから、国に準拠し、改正します。

2 施行期日等

公布の日より施行します。ただし、第2条及び第4条の規定は平成28年4月1日から施行します。

適用日

- (1) 給料表 平成27年 4月1日
- (2) 地域手当 平成27年 4月1日（15%は平成28年4月1日）
- (3) 勤勉手当 平成27年12月1日
- (4) 55歳以上の昇給抑制 平成28年4月1日

議案第10号	和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	建築課
<p>【目的】</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に伴い、手数料の額等について所要の改正を行うものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 改正の要点</p> <p>(1) 別表第6号</p> <p>既存住宅の増改築に伴う長期優良住宅建築等計画の認定及び変更認定に係る申請手数料を定めます。</p> <p>(2) 別表第8号</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び変更認定等に係る申請手数料を定めます。</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成28年4月1日から施行します。</p>	

議案第 1 1 号	和光市子供のいじめ防止条例を定めることについて
担 当	教育総務課
<p data-bbox="194 273 295 309">【目的】</p> <p data-bbox="210 331 1404 645">国は平成 2 5 年 9 月 2 8 日に「いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）」を施行し、埼玉県でも同年 1 2 月 1 9 日に「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」を定めました。それを受け、和光市では「和光市いじめ防止基本方針」を平成 2 6 年 3 月 3 1 日に定めましたが、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策に関する基本理念や市の責務その他基本的な事項を定めたいので、この案を提出するものです。</p> <p data-bbox="194 721 295 757">【内容】</p> <p data-bbox="220 779 438 815">1 策定の概要</p> <p data-bbox="242 833 1401 981">いじめ防止についての市の理念のもとに、それぞれの責務や役割を明確にしました。また、いじめを認知した場合の支援や指導等について定めることにより、国の「いじめ防止対策推進法」を具現化しました。</p> <p data-bbox="220 1057 406 1093">2 施行期日</p> <p data-bbox="274 1111 805 1146">平成 2 8 年 4 月 1 日から施行します。</p>	

議案第12号	和光市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を定めることについて
担当	市民活動推進課

【目的】

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の2第1項の規定に基づき、和光市消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理について必要な事項を定めるために、この案を提出するものです。

【条例制定の背景】

平成21年消費者庁創設に伴い制定された消費者安全法が平成26年6月に改正され、消費生活センターを設置する市町村は、その組織・運営について条例で定めることとされました。これまで市では、消費生活相談窓口を設けて、消費者からの苦情に係る相談に応じることや苦情の処理のためのあっせんを行うことなど、消費者保護に努めてまいりました。今後も、消費者被害を受けた場合には、迅速かつ適切な対応が必要であることからこの条例を制定します。

【内容】

1 名称等

名称	位置	所管区域
和光市消費生活センター	和光市広沢1番5号	和光市全域

2 消費生活相談を行う日及び時間

消費生活相談を行う日は、市役所開庁日の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時までとします。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができます。

3 職員

- (1) センターに所長その他所要の職員を置きます。
- (2) 市長は、所長その他所要の職員に対し、消費生活に係る研修の実施その他その資質の向上に必要な措置を講ずるものとします。

4 情報の安全管理

市長は、消費生活に関する事務の実施により得られた情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとします。

5 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

平成27年度補正予算の概要

- 議案第13号 平成27年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第14号 平成27年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)
- 議案第15号 平成27年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算
(第3号)
- 議案第16号 平成27年度埼玉県和光市和光都市計画事業
和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)
- (参考資料) 各基金の現在高表

平成27年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第6号)

予 算 現 額	28,815,251千円
補 正 額	319,080千円
補正後予算額	29,134,331千円

今回の補正予算は、歳出については、国の平成27年度補正予算に伴い年金生活者等支援臨時福祉給付金支給、第三中学校トイレ改修工事及び防災施設整備に係る経費を追加計上するほか、社会資本整備総合交付金の確定に伴いアーバンアクア公園整備等に係る事業費を減額し、公定価格の改定に伴い民間保育園の施設入所委託料等を増額、これに加え、給料表の改定及び地域手当率等の変更に伴い職員人件費を増額補正するものである。

歳入については、第三中学校トイレ改修工事に係る学校施設環境改善交付金、交付額の確定によりマイナンバー制度に係るシステム整備費補助金等を追加計上するほか、交付額の確定により減額する社会資本整備総合交付金、起債対象事業費が変更となった白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援事業債等を減額補正するものである。

なお、歳入歳出調整後の歳入不足分については、第三中学校トイレ改修工事の一般財源分は学校教育施設整備基金繰入金、その他は財政調整基金繰入金によって措置するものとする。

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
11	普通交付税	15,870	12,796	28,666	当初交付されなかった調整額が追加交付されたため、増額補正するもの。	財 政 課
13	朝霞地区周産期医療寄附講座支援事業三市負担金	11,791	△ 7,861	3,930	平成27年度朝霞地区周産期医療寄附講座支援事業において、派遣された医師の人数に合わせ、減額補正するもの。	健 康 支 援 課
15	生活困窮者自立支援負担金	25,128	△ 6,504	18,624	住居確保給付金の当初見込み人員より申請者が大幅に少ないため、減額補正するもの。(補助率:3/4)	社 会 福 祉 課
15	国民健康保険保険基盤安定負担金	20,500	27,377	47,877	保険基盤安定制度に係る繰出金額に対する国の負担金が確定したため、増額補正するもの。	健 康 支 援 課
15	子どものための教育・保育給付費負担金	468,511	△ 3,931	464,580	負担金の算出において、人事院勧告に伴う公定価格の改定及び国が定めた保育料を更正したため、減額補正するもの。	こども福祉課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
15	年金生活者等支援臨時福祉給付金事務費補助金	0	31,006	31,006	年金受給者向け臨時福祉給付金の支給事務費に要する経費として、追加計上するもの。(補助率:10/10)	福祉政策課
15	年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金	0	150,000	150,000	低所得者のうち年金受給者への生活支援のために実施する給付金事業の支給原資として、追加計上するもの。(補助率:10/10)	福祉政策課
15	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	10,391	10,391	マイナンバー制度に係るシステム整備等の平成27年度補助金及び平成26年度繰越分の補助金が確定したため、追加計上するもの。(厚生労働省分)	情報推進課
15	子ども・子育て支援交付金	62,785	19,252	82,037	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ支援事業及び放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施施設が確定したことに伴い、増額補正するもの。 ・平成28年4月開所の小規模保育事業所における一時預かり事業と、平成28年4月開所の民間保育園における病児・病後児保育事業、一時預かり事業の実施等に伴い開設準備金を増額補正するもの。 ・平成28年4月開所の民間保育園及び下新倉保育クラブにおいて、放課後児童健全育成事業の実施等に伴い開設準備金を増額補正するもの。(補助率:全て1/3) 	こども福祉課
15	がん検診推進事業費補助金	5,537	△ 3,912	1,625	補助額が確定したため、減額補正するもの。	健康支援課
15	社会資本整備総合交付金	238,100	△ 107,100	131,000	交付額が確定したため、減額補正するもの。	都市整備課
15	社会資本整備総合交付金	12,595	△ 3,779	8,816	交付額が確定したため、減額補正するもの。	道路安全課
15	社会資本整備総合交付金	10,900	20,000	30,900	国の平成27年度補正予算による当該交付金を活用するため、増額補正するもの。(補助率:1/2)	危機管理室

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
15	学校施設環境改善交付金(中学校分)	0	26,870	26,870	国の平成27年度補正予算による当該交付金を活用し、第三中学校トイレ改修工事を実施するため、追加計上するもの。(補助率:1/3)	教育総務課
15	個人番号カード交付事業費補助金	27,385	13,192	40,577	国の平成27年度補正予算により、交付金の再算定が行われたため、増額補正するもの。(補助率:10/10)	戸籍住民課
15	個人番号カード交付事務費補助金	2,475	4,021	6,496	国の平成27年度補正予算により、補助金の再算定が行われたため、増額補正するもの。	戸籍住民課
15	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	17,757	17,757	マイナンバー制度に係るシステム整備及び中間サーバー・プラットフォームの利用に係る平成27年度負担金が確定したため、追加計上するもの。(総務省分)	情報推進課
16	国民健康保険保険基金安定負担金	103,250	16,109	119,359	保険基金安定制度に係る繰出金額に対する県の負担金が確定したため、増額補正するもの。	健康支援課
16	子どものための教育・保育給付費負担金	234,253	△ 1,964	232,289	負担金の算出において、人事院勧告に伴う公定価格の改定及び国が定めた保育料を更正したため、減額補正するもの。	こども福祉課
16	放課後児童対策事業運営費補助金	42,560	△ 10,555	32,005	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月開所の民間保育園及び下新倉保育クラブにおいて、放課後児童健全育成事業の実施に伴い開設準備金を増額補正するもの。 ・放課後児童クラブ支援事業及び放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施施設が確定したことに伴い、増額補正するもの。(補助率全て1/3) ・新制度への移行に伴い、補助金に含まれていた国負担分を減額補正するもの。 	こども福祉課
16	一時預かり事業費補助金	5,209	2,666	7,875	平成28年4月開所の民間保育園及び小規模保育事業所における一時預かり事業の実施に伴い、開設準備金を増額補正するもの。(補助率1/3)	こども福祉課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
16	病児保育事業費補助金	2,447	1,333	3,780	平成28年4月開所の民間保育園における病児・病後児保育事業の実施に伴い、開設準備金を増額補正するもの。(補助率1/3)	こども福祉課
16	健康増進事業費県補助金	2,197	△ 909	1,288	補助額が確定したため、減額補正するもの。	健康支援課
17	財政調整基金運用利子	820	92	912	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	財政課
17	公共用地取得事業基金運用利子	124	4	128	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	財政課
17	市債管理基金運用利子	5	8	13	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	財政課
17	学校教育施設整備基金運用利子	104	23	127	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	教育総務課
17	学校建設基金運用利子	267	△ 265	2	基金運用利子額が確定したため、減額補正するもの。	学校建設準備室
17	公共施設整備基金運用利子	224	109	333	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	財政課
17	都市基盤整備基金運用利子	105	125	230	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	都市整備課
17	和光市まちづくり基金運用利子	3	10	13	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	総務課
17	土地売払収入(道路安全課)	65,000	△ 65,000	0	北インター地域土地区画整理の事業計画が変更され、土地売払収入見込み分は市補助金を減額することで調整したため、減額補正するもの。	道路安全課
18	和光市まちづくり寄附条例寄附金	2,247	9,900	12,147	寄附金の受入に伴い、増額補正するもの。	総務課
19	財政調整基金繰入金	1,012,204	87,352	1,099,556	財政調整基金現在高(補正後)875,896千円	財政課
19	学校教育施設整備基金繰入金	60,668	13,932	74,600	学校教育施設整備基金現在高(補正後)69,333千円	教育総務課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
19	学校建設基金繰入金	384,288	△ 265	384,023	基金運用利子額が確定したことに伴い、減額補正するもの。 学校建設基金現在高(補正後)0円	学校建設準備室
22	和光市新設小学校建設事業債(保育クラブ・児童館分)	110,300	32,400	142,700	起債対象事業費が変更となったことに伴い、増額補正するもの。	財政課
22	白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援事業債(公共分)	149,500	△ 28,000	121,500	起債対象事業費が変更となったことに伴い、減額補正するもの。	財政課
22	アーバンアクア公園整備事業債	112,500	△ 57,600	54,900	起債対象事業費が変更となったことに伴い、減額補正するもの。	財政課
22	白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援事業債	22,500	11,600	34,100	起債対象事業費が変更となったことに伴い、増額補正するもの。	財政課
22	中央第二谷中土地区画整理組合活動支援事業債	180,000	△ 2,400	177,600	起債対象事業費が変更となったことに伴い、減額補正するもの。	財政課
22	和光市新設小学校建設事業債(図書館分)	168,700	10,200	178,900	起債対象事業費が変更となったことに伴い、増額補正するもの。	財政課
22	第三中学校トイレ改修事業債(補正予算債)	0	76,000	76,000	国の平成27年度補正予算による交付金を活用し実施するため、追加計上するもの。	財政課
22	情報セキュリティ強化対策事業債(補正予算債)	0	11,200	11,200	国の平成27年度補正予算による交付金を活用し実施するため、追加計上するもの。	財政課
22	和光市新設小学校建設事業債(防災倉庫分)	0	13,400	13,400	起債区分が変更となったことに伴い、追加計上するもの。	財政課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
	職員人件費 ※1議会費から10教育費までにある同名称事業の合算	3,121,573	35,985	3,157,558	給料表の改定及び地域手当率の変更並びに勤勉手当の支給月数の変更により、増額補正するもの。	職員課
2	総務業務	80,747	2,255	83,002	寄附件数が増加したため、ふるさと納税事業支援サービス業務委託料を増額補正するもの。	総務課
2	OA化推進	50,644	4,626	55,270	国の平成27年度補正予算による情報セキュリティ強化対策費補助金の対象事業として、インターネット用ネットワークの分離を行うため、増額補正するもの。	情報推進課
2	住民情報電算システム	121,493	17,842	139,335	国の平成27年度補正予算による情報セキュリティ強化対策費補助金の対象事業として、デバイス制御及び生体認証システムを導入するため、増額補正するもの。	情報推進課
2	番号法施行に伴うカード交付業務	46,129	13,192	59,321	国の平成27年度補正予算により、交付金の再算定が行われたため、増額補正するもの。	戸籍住民課
2	埼玉県知事選挙	29,639	11	29,650	給料表の改定により、超過勤務手当の差額分を増額補正するもの。	選挙管理委員会事務局
2	埼玉県議会議員一般選挙	19,713	10	19,723	給料表の改定により、超過勤務手当の差額分を増額補正するもの。	選挙管理委員会事務局
2	和光市議会議員一般選挙	34,316	9	34,325	給料表の改定により、超過勤務手当の差額分を増額補正するもの。	選挙管理委員会事務局
3	老人ホーム入所措置	4,484	△ 2,520	1,964	入所見込み者が入所に至らなかったため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
3	介護保険特別会計繰出金	569,288	△ 2,383	566,905	介護保険事業費補助金の国庫補助額の確定と利用者負担額軽減制度事業費の減額により、それぞれ市負担分を減額補正するもの。	長寿あんしん課
3	国民健康保険特別会計繰出金	692,917	45,738	738,655	保険基盤安定制度及び財政安定化事業に係る繰出金額が確定したため、増額補正するもの。	健康支援課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
3	臨時福祉給付金支給	89,910	181,007	270,917	低所得者のうち年金受給者への生活支援のために実施する給付金事業の支給原資として増額補正するもの。また、給料表の改定により、超過勤務手当の差額分を増額補正するもの。	福祉政策課
3	児童相談	25,960	127	26,087	平成26年度保育緊急確保事業費国庫補助金に返還金が発生したため、増額補正するもの。	こども福祉課
3	ファミリー・サポート・センター	5,732	35	5,767	平成26年度保育緊急確保事業費国庫補助金に返還金が発生したため、増額補正するもの。	こども福祉課
3	民間保育園運営	1,345,708	64,268	1,409,976	民間保育園及び小規模保育事業所に支払う公定価格の人事院勧告に伴う改定及び処遇改善加算率の上昇、並びに延長保育事業を追加するため、増額補正するもの。	こども福祉課
3	民間保育園新設	209,158	12,000	221,158	平成28年4月開所の小規模保育事業所における一時預かり事業と、平成28年4月開所の民間保育園における病児・病後児保育事業、一時預かり事業の実施に伴い、開設準備金を補助するため増額補正するもの。	こども福祉課
3	一時保育管理運営	54,952	107	55,059	平成26年度保育緊急確保事業費国庫補助金に返還金が発生したため、増額補正するもの。	こども福祉課
3	幼稚園就園奨励	279,356	5,885	285,241	幼稚園に支払う公定価格の人事院勧告に伴う改定及び処遇改善加算率等が上昇するため、増額補正するもの。	こども福祉課
3	保育クラブ管理運営	260,859	1,000	261,859	平成28年4月開所の民間保育園における放課後児童健全育成事業の実施に伴い、開設準備金を補助するため増額補正するもの。	こども福祉課
3	生活困窮者自立促進支援	60,663	△ 8,671	51,992	住居確保給付金の当初見込み人員より申請者が大幅に少ないため、減額補正するもの。	社会福祉課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
4	医療団体等支援	81,824	△ 10,000	71,824	平成27年度朝霞地区周産期医療寄附講座支援事業において、派遣された医師の人数に合わせ、減額補正するもの。	健康支援課
4	成・老人保健	102,821	17,587	120,408	医療業務委託料の個別がん検診委託料及び集団がん検診委託料の受診者が増加したため、増額補正するもの。	健康支援課
4	予防接種	209,752	10,000	219,752	高齢者インフルエンザのワクチン価格が上がったことにより、委託料が上がったため。また、当初の見込みより全体的に接種者数が増えたため、増額補正するもの。	健康支援課
8	都市基盤整備基金積立	100,105	125	100,230	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	都市整備課
8	白子三丁目中央土地 区画整理組合活動支援	309,000	△ 59,000	250,000	社会資本整備総合交付金の交付額が確定したため、減額補正するもの。	都市整備課
8	駅北口土地区画整理 事業特別会計繰出金	320,889	△ 20,535	300,354	事業費分の減額に伴い、減額補正するもの。	都市整備課
8	アーバンアクア公園 整備	259,288	△ 127,000	132,288	社会資本整備総合交付金の交付額が確定したため、減額補正するもの。	都市整備課
9	災害対策業務	0	2	2	給料表の改定により、超過勤務手当の差額分を増額補正するもの。	危機管理室
9	防災施設整備	38,572	43,261	81,833	国の平成27年度補正予算による、社会資本整備総合交付金を活用するため、増額補正するもの。併せて、不要額を減額補正するもの。	危機管理室
10	学校教育施設整備基金積立	104	23	127	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	教育総務課
10	学校建設基金積立	267	△ 265	2	基金運用利子額が確定したため、減額補正するもの。	学校建設準備室

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
10	中学校施設整備	13,252	116,802	130,054	国の平成27年度補正予算による学校施設環境改善交付金を活用するため、増額補正するもの。	教育総務課
10	給食用備品整備	69,333	△ 9,000	60,333	下新倉小学校給食室備品の入札差金等による不用額が生じたため、減額補正するもの。	学校教育課
11	市債元金償還	1,540,373	3,440	1,543,813	元金償還額が確定したため、増額補正するもの。	財政課
11	市債利子償還	235,298	△ 27,006	208,292	利子償還額が確定したため、減額補正するもの。	財政課
12	財政調整基金積立	558,107	92	558,199	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	財政課
12	公共用地取得事業基金積立	124	4	128	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	財政課
12	市債管理基金積立	5	8	13	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	財政課
12	公共施設整備基金積立	50,224	109	50,333	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	財政課
12	まちづくり基金積立	2,250	9,910	12,160	和光市まちづくり寄附条例に基づく寄附金を積み立てるため、増額補正するもの。	総務課

3 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業	金額
2 総務費	1 総務管理費	インターネット接続系ネットワーク 分離対策事業	4,626
		システム端末セキュリティ対策事業	17,842
	3 戸籍住民基本台帳費	通知カード・個人番号カード交付事業	32,976
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金支給事業	181,006
8 土木費	1 道路橋りょう費	大雨雨水排水対策事業	13,542
		駅南口自転車駐車場券売機 電子マネー対応整備事業	3,348
	3 都市計画費	都市計画道路網見直し業務 委託事業	6,685
		白子三丁目中央土地区画整理組合 活動支援事業	53,900
9 消防費	1 消防費	防災行政無線固定系子局整備事業	45,000
10 教育費	2 小学校費	白子小学校体育館非構造部材 耐震化事業	60,059
	3 中学校費	第三中学校トイレ改修事業	116,802

4 地方債

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額
第三中学校トイレ改修事業	76,000
情報セキュリティ強化対策事業	11,200
和光市新設小学校建設事業(防災倉庫分)	13,400

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
和光市新設小学校建設事業(保育クラブ・児童館分)	110,300	142,700
白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援事業 (公共分)	149,500	121,500
アーバンアクア公園整備事業	112,500	54,900
白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援事業	22,500	34,100
中央第二谷中土地区画整理組合活動支援事業	180,000	177,600
和光市新設小学校建設事業(図書館分館分)	168,700	178,900

平成27年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

予 算 現 額	8,573,059千円
補 正 額	45,448千円
補正後予算額	8,618,507千円

今回の補正予算は、歳入については、保険給付費等支払基金預金利子が確定したことに伴い、財産収入を減額するとともに、繰入金において、各繰入金額が確定したことにより保険基盤安定繰入金を増額し、財政安定化支援事業繰入金を減額補正するものである。

なお歳出については、3月補正により生じた余剰金を保険給付費等支払基金へ積み立てるものである。

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
9	保険給付費等支払基金預金利子	308	△ 290	18	預金利子が確定したため、減額補正するもの。	健 康 支 援 課
10	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	124,000	3,228	127,228	保険基盤安定制度に係る繰入金額が確定したため、増額補正するもの。	健 康 支 援 課
10	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	41,000	54,755	95,755	保険基盤安定制度に係る繰入金額が確定したため、増額補正するもの。	健 康 支 援 課
10	財政安定化支援事業繰入金	13,000	△ 12,245	755	財政安定化支援事業に係る繰入金額が確定したため、減額補正するもの。	健 康 支 援 課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
9	基金積立金	435,284	45,448	480,732	国民健康保険給付費等支払基金現在高(補正後) 488,743千円	健 康 支 援 課

平成27年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算(第3号)

予 算 現 額	3,256,640千円
補 正 額	△ 1,294千円
補正後予算額	3,255,346千円

今回の補正予算は、歳出については、利用者負担額軽減制度事業費において、軽減対象者及び1人当たりの軽減額が当初見込みを下回ったことから、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費を減額補正し、基金積立金では、介護給付費準備基金の資金運用利子が確定したことから増額補正するものである。

歳入については、総合事業に係る国の交付金について、総合事業調整交付金が新設されるため、国庫支出金のうち、総合事業調整交付金を新設し、増額補正するとともに、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)を減額し、これによる減収分については、介護給付費準備基金繰入金の増額補正をもって措置する。また、平成27年8月改正に対応するための介護保険システム改修に対する補助金が確定したため、財源振替措置として、国庫支出金の介護保険事業費補助金を増額する一方、繰入金のうち事務費繰入金を同額減額補正するものである。

利用者負担軽減制度事業費の減額については、歳出に連動する形で、県支出金の介護保険事業費補助金の減額、及び、繰入金のうち社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費繰入金をそれぞれ減額補正するものである。また、財産収入で利子及び配当金として介護給付費準備基金運用利子を増額補正するものである。

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
2	現年度分	0	1,313	1,313	総合事業に係る国の交付金について、国の負担率25%のうち5%分については傾斜をつけた交付金として交付されるため、追加計上するもの。	長寿あんしん課
2	現年度分	25,443	△ 5,088	20,355	総合事業に係る国の交付金について、国の負担率25%のうち5%分は総合事業調整交付金として交付されることとなったため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
2	介護保険事業費補助金	5,107	2,053	7,160	介護報酬改定等に伴うシステム改修事業について、介護保険事業費補助金の国庫補助額が確定したため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
4	介護保険事業費補助金	1,704	△ 992	712	利用者負担額軽減制度事業の利用者数が当初の見込みを下回ったため、県費補助分を減額補正するもの。	長寿あんしん課
5	介護給付費準備基金運用利子	85	28	113	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
6	事務費繰入金	191,176	△ 2,053	189,123	介護報酬改定等に伴うシステム改修事業について、介護保険事業費補助金の国庫補助額が確定したため、市負担分を減額補正するもの。	長寿あんしん課

6	社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費繰入金	568	△ 330	238	利用者負担額軽減制度事業の利用者数が当初の見込みを下回ったため、市負担分を減額補正するもの。	長寿あんしん課
6	介護給付費準備基金繰入金	27,319	3,775	31,094	当市の総合事業調整交付金の負担割合は介護給付費と同じ1.29%の見込であり、5%のうち残り3.71%については1号保険料を充てることとなるため、基金繰入金を増額補正するもの。	長寿あんしん課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
6	社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費	2,272	△ 1,322	950	利用者負担軽減制度事業の利用者数が当初の見込みを下回ったため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
8	介護給付費準備基金積立	87,020	28	87,048	基金運用利子額が確定したため、増額補正するもの。	長寿あんしん課

平成27年度埼玉県和光市和光都市計画事業
和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)

予 算 現 額	758,771千円
補 正 額	111,890千円
補正後予算額	870,661千円

今回の補正予算は、歳出については、職員の給与の改定が行われることから職員人件費を増額補正するものである。また、建物移転等に伴う合意形成が見込まれることによる補償・補填及び賠償金の増額等により区画整理事業費を増額補正するものである。

歳入については、社会資本整備総合交付金の決定額通知により国庫支出金を減額補正するほか、事業費分の減額に伴い一般会計繰入金を減額補正するもの並びに歳出の増額に伴い駅北口土地区画整理事業債を増額補正するものである。

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
1	社会資本整備総合交付金	55,000	△ 33,275	21,725	交付額が確定したため、減額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所
2	一般会計繰入金	320,889	△ 20,535	300,354	事業費分の減額に伴い、減額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所
5	駅北口土地区画整理事業債	295,800	165,700	461,500	歳出の増額に伴い、増額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
1	職員人件費	81,975	882	82,857	給料表の改定及び地域手当率の変更並びに勤勉手当の支給月数の変更により、増額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所
2	駅北口土地区画整理推進(駅北)	676,296	111,008	787,304	役務費及び業務委託料については、主に、埋蔵文化財の調査に時間を要し、污水管新設業務が計画した工事量より減少したため減額補正するもの。 負担金・補助及び交付金については、協定内容の見直しを行うことにより、ガス新設工事負担金が不要となったため減額補正するもの。 補償・補填及び賠償金については、建物移転等に伴う合意形成が見込まれるため増額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所

3 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業	金額
2 区画整理事業費	1 事業費	区画道路築造他整備事業	80,709

4 地方債

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
駅北口土地区画整理事業	295,800	461,500

(参考資料) 各基金の現在高表

(単位:千円)

会計区分	基金名	補正前 現在高	積立及び取崩の状況		補正後 現在高
			積立額	取崩額	
一般会計	財政調整基金	963,156	92	87,352	875,896
	市債管理基金	6,001	8	0	6,009
	学校教育施設整備基金	83,242	23	13,932	69,333
	公共用地取得事業基金	101,646	4	0	101,650
	公共施設整備基金	246,803	109	0	246,912
	都市基盤整備基金	266,201	125	0	266,326
	学校建設基金	0	△ 265	△ 265	0
	和光市まちづくり基金	7,368	9,910	0	17,278
	小計	1,674,417	10,006	101,019	1,583,404
特別会計	国民健康保険高額療養費資金貸付基金	5,000	0	0	5,000
	国民健康保険保険給付費等支払基金	443,295	45,448	0	488,743
	国民健康保険出産費資金貸付基金	5,000	0	0	5,000
	介護保険介護給付費準備基金	188,332	28	3,775	184,585
	介護保険高額介護サービス費等一部負担金に係る資金貸付基金	5,000	0	0	5,000
	小計	646,627	45,476	3,775	688,328
合	計	2,321,044	55,482	104,794	2,271,732

平成28年度予算の概要

- 議案第17号 平成28年度埼玉県和光市一般会計予算
- 議案第18号 平成28年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算
- 議案第19号 平成28年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第20号 平成28年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算
- 議案第21号 平成28年度埼玉県和光市和光都市計画事業
和光市駅北口土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第22号 平成28年度埼玉県和光市水道事業会計予算
- 議案第23号 平成28年度埼玉県和光市下水道事業会計予算

平成28年度和光市一般会計予算について

1 基本方針

平成28年度の予算編成については、和光市駅北口を始めとする各土地地区画整理事業、ごみ焼却施設の維持管理や第二中学校給食室建て替えなど、平成28年度和光市行政経営方針に重点施策として位置づけられている事業を中心に予算の調整を図った。

市税収入や地方消費税交付金などの経常一般財源に増加が見込まれるものの、社会保障関係経費の自然増や平成28年4月に開校する下新倉小学校及び図書館分館等の併設施設に係る維持管理経費の増加等により依然として厳しい財政状況が見込まれる中、和光市健全な財政運営に関する条例に基づき、各基金の活用を図るとともに地方債発行額の抑制に留意し、必要な財源を確保した。

2 予算規模

歳入歳出総額 245億2,500万円
(対前年度比 22億8,400万円、8.5%の減)

(1) 市税の状況

市税合計額 140億5,317万5千円
(対前年度比 2億7,999万9千円、2.0%の増)

【主要税目の状況】

- ・個人市民税 1億1,957万4千円増加(対前年度比 1.9%の増)
- ・法人市民税 5,843万2千円減少(対前年度比 10.9%の減)
- ・固定資産税 1億9,882万1千円増加(対前年度比 3.5%の増)

※ 固定資産税は、国有資産等所在市町村交付金を含まない純固定資産税の比較

(2) 市債の状況

市債合計 11億8,470万円
(対前年度比 16億9,840万円、58.9%の減)

- ・アーバンアクア公園整備事業債 1億1,250万円
- ・白子三丁目中央土地地区画整理組合活動支援事業債 2億5,870万円

・中央第二谷中土地区画整理組合活動支援事業債	1億2,750万円
・越後山土地区画整理組合活動支援事業債	1億5,000万円
・和光北インター地域土地区画整理組合活動支援事業債	2億1,280万円
・和光北インター第3公園整備事業債	2,340万円
・第二中学校給食室改築事業債	2億9,980万円

平成28年度末における一般会計地方債現在高の概算額

175億5,536万8千円(27年度から1億766万6千円の増)

(3) 主な基金の取崩状況

基金繰入金の合計 4億5,042万6千円

(対前年度比 9億7,694万3千円、68.4%の減)

・財政調整基金繰入金	632万3千円
・公共用地取得事業基金繰入金	6,883万3千円
・公共施設整備基金繰入金	1億4,884万7千円
・都市基盤整備基金繰入金	1億6,344万2千円
・学校教育施設整備基金繰入金	6,188万円
・和光市まちづくり基金繰入金	1,100千円

(4) 地方消費税交付金のうち消費税率引き上げ分の社会保障施策への対応

地方消費税交付金 11億1,900万円

うち消費税率引き上げ分 4億7,400万円

【社会保障施策への対応】

・障害者福祉費	8,247万6千円
・老人福祉措置費	1,706万4千円
・保育園費	2億4,932万4千円
・幼稚園費	1,232万4千円
・生活保護費	1億1,281万2千円

平成28年度一般会計歳入予算概要

(単位：千円)

歳入科目	28年度 予算額	27年度 予算額	増減額	増減率 (%)
1 市税	14,053,175	13,773,176	279,999	2.0
2 地方譲与税	108,000	112,000	△ 4,000	△ 3.6
3 利子割交付金	11,000	19,000	△ 8,000	△ 42.1
4 配当割交付金	149,000	82,000	67,000	81.7
5 株式等譲渡所得割交付金	58,000	37,000	21,000	56.8
6 地方消費税交付金	1,119,000	1,094,000	25,000	2.3
7 ゴルフ場利用税交付金	1,382	1,463	△ 81	△ 5.5
8 自動車取得税交付金	29,000	26,000	3,000	11.5
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金等	33,400	33,400	0	0.0
10 地方特例交付金	64,000	50,000	14,000	28.0
11 地方交付税	127,000	127,000	0	0.0
12 交通安全対策特別交付金	10,000	8,000	2,000	25.0
13 分担金及び負担金	698,770	600,880	97,890	16.3
14 使用料及び手数料	277,166	275,757	1,409	0.5
15 国庫支出金	3,884,746	3,816,405	68,341	1.8
16 県支出金	1,509,846	1,481,771	28,075	1.9
17 財産収入	15,285	80,720	△ 65,435	△ 81.1
18 寄附金	2	2	0	0.0
19 繰入金	450,426	1,427,369	△ 976,943	△ 68.4
20 繰越金	500,000	500,000	0	0.0
21 諸収入	241,102	379,957	△ 138,855	△ 36.5
22 市債	1,184,700	2,883,100	△ 1,698,400	△ 58.9
歳入合計	24,525,000	26,809,000	△ 2,284,000	△ 8.5

平成28年度一般会計歳出予算概要

(単位：千円)

歳出科目	28年度 予算額	27年度 予算額	増減額	増減率 (%)
1 議会費	218,896	229,390	△ 10,494	△ 4.6
2 総務費	2,659,412	2,742,120	△ 82,708	△ 3.0
3 民生費	11,568,893	10,516,430	1,052,463	10.0
4 衛生費	1,489,410	1,414,354	75,056	5.3
5 労働費	61,533	64,940	△ 3,407	△ 5.3
6 農林水産業費	49,405	47,901	1,504	3.1
7 商工費	83,603	82,666	937	1.1
8 土木費	3,209,885	3,048,215	161,670	5.3
9 消防費	928,984	958,681	△ 29,697	△ 3.1
10 教育費	2,509,063	5,902,456	△ 3,393,393	△ 57.5
11 公債費	1,719,949	1,775,671	△ 55,722	△ 3.1
12 諸支出金	967	1,176	△ 209	△ 17.8
13 予備費	25,000	25,000	0	0.0
歳出合計	24,525,000	26,809,000	△ 2,284,000	△ 8.5

平成28年度和光市国民健康保険特別会計予算について

1 基本方針

国民健康保険制度については、平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度に都道府県が財政運営の主体となるなど、いわゆる「広域化」が行われることとなった。しかし、資格管理や保険給付、国保税の賦課徴収、保健事業などについては、市町村においてこれまでと同様に担うべきものとされ、引き続き市町村が保険者であることには変わりはない。また、その実施に向けて、都道府県が市町村に示す「標準保険料率」、市町村が都道府県に納めるべき「納付金」などの算定方法や市町村が担う事務の効率化、標準化などについて検討されているところである。本市としては、新たな制度についての情報収集を積極的に行うとともに、保険者として適切に対応することができるよう努める必要がある。

財政状況については、被保険者の減少等により、歳出における保険給付費は減少傾向にある。しかし、一人当たりの保険給付費は依然として高い伸び率となっており、財政の逼迫要因となっている。一方、歳入については、国民健康保険税や交付金等が減少している。特に国保税については、被保険者の減少と所得の減少が要因としてあげられ、引き続き、厳しい財政状況にある。

このため、今後においても安定的な国民健康保険運営を維持することを目的に、次の視点を考慮した平成28年度予算編成を行った。

(1) 自主財源の確保

収納率向上対策として、口座振替の加入促進を図る。また、引き続き納税サポートセンターを活用し、初期滞納への早期着手を推進する。

(2) 医療費の適正化

今年度に策定する国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、各種の取組を実施する。具体的には、生活習慣病重症化予防対策事業を引き続き実施し、新たな人工透析患者の発生の抑制を図る。また、健康サポート訪問事業として、重複・頻回受診者に対し保健師による訪問事業を実施し、適正受診の促進を図る。

また、被保険者に対し広く医療費の適正化について周知するとともに、引き続き、レセプト点検の実施、医療費通知やジェネリック医薬品差額通知の発送等を実施す

る。

(3) 保健事業の推進

特定健診受診率、保健指導実施率の向上に努め、生活習慣病の予防・重症化予防により被保険者の健康の保持・増進を図る。このため、引き続き継続受診者、未受診者への受診勧奨、対象者への利用勧奨等を実施する。

2 予算規模

歳入歳出総額	78億4,207万5千円
(対前年度比)	2億7,400万8千円、3.4%の減)

平成28年度和光市国民健康保険特別会計予算の概要

被保険者の状況

項目	説明
1 世帯数	平成28年度平均見込 10,900世帯 (対前年増減 $\Delta 2.70\%$)
2 被保険者数	平成28年度平均見込 17,100人 (対前年増減 $\Delta 3.47\%$) (1) 一般被保険者 16,750人 (対前年増減 $\Delta 2.68\%$) (2) 退職被保険者 350人 (対前年増減 $\Delta 30.42\%$) (3) 介護保険2号被保険者(再掲) (40歳~64歳) 5,800人 (対前年増減 $\Delta 4.20\%$) (4) 前期高齢者(再掲) (65歳~74歳) 5,550人 (対前年増減 $\Delta 0.73\%$)
3 一世帯当たり加入者数	平成28年度平均見込 1.57人

歳入

科目	予算額(千円)	説明
1 国民健康保険税	1,641,696	(1) 現年課税分 1,538,187千円 (対前年増減 △5.83%) ア 一般分 1,484,614千円 調定額 1,640,460千円 収納率 90.5% イ 退職分 53,573千円 調定額 54,948千円 収納率 97.5% (2) 滞納繰越分 103,509千円 (対前年増減 △15.05%) ア 一般分 102,362千円 イ 退職分 1,147千円
2 一部負担金	2	
3 使用料及び手数料	2	
4 国庫支出金	1,320,866	(1) 療養給付費等負担金 1,214,952千円 (2) 高額医療費共同事業負担金 46,954千円 (3) 特定健康診査等負担金 8,960千円 (4) 財政調整交付金 50,000千円
5 療養給付費等交付金	139,795	
6 前期高齢者交付金	1,271,943	
7 県支出金	483,862	(1) 高額医療費共同事業負担金 46,954千円 (2) 特定健康診査等負担金 8,960千円 (3) 財政調整交付金 427,948千円
8 共同事業交付金	1,765,897	県内市町村における共同事業 (1) 高額医療費共同事業交付金 142,949千円 (2) 保険財政共同安定化事業交付金 1,622,948千円
9 財産収入	315	
10 繰入金	1,147,502	(1) 一般会計繰入金 718,002千円

		ア 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 120,000 千円
		イ 保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 90,000 千円
		ウ 事務費繰入金 31,802 千円
		エ 出産育児一時金繰入金 25,200 千円
		オ 財政安定化支援事業繰入金 1,000 千円
		カ その他繰入金 450,000 千円
		(2) 支払基金繰入金 429,500 千円
11	繰越金	40,001
12	諸収入	30,194
	歳入合計	7,842,075

歳 出

科 目	予算額 (千円)	説 明
1 総務費	35,766	
2 保険給付費	4,358,067	<p>(1) 一般被保険者分 4,156,524 千円 (対前年増減 △2.08%)</p> <p>参考・主な内容</p> <p>ア 療養給付費 3,629,640 千円 イ 療養費 65,124 千円 ウ 高額療養費 461,250 千円</p> <p>(2) 退職被保険者分 148,434 千円 (対前年増減 △56.53%)</p> <p>参考・主な内容</p> <p>ア 療養給付費 124,800 千円 イ 療養費 2,304 千円 ウ 高額療養費 21,120 千円</p> <p>(3) 審査支払手数料 10,790 千円 (4) 出産育児一時金 37,800 千円 (5) 出産育児一時金支払手数料 19 千円 (6) 葬祭費 4,500 千円</p>
3 後期高齢者支援金等	940,813	<p>(1) 後期高齢者支援金 940,746 千円 (2) 後期高齢者関係事務費拠出金 67 千円</p>
4 前期高齢者納付金等	484	<p>(1) 前期高齢者納付金 419 千円 (2) 前期高齢者関係事務費拠出金 65 千円</p>
5 老人保健拠出金	53	<p>(1) 老人保健医療費拠出金 20 千円 (2) 老人保健事務費拠出金 33 千円</p>
6 介護納付金	364,734	
7 共同事業拠出金	1,993,743	(1) 高額医療費共同事業拠出金 187,820 千円

		(2) 保険財政共同安定化事業拠出金 1,805,921 千円
		(3) その他共同事業拠出金 2 千円
8 保健事業費	100,751	(1) 特定健康診査・特定保健指導 79,136 千円 参考・主な内容 ア 特定健康診査等委託料 62,330 千円 イ 特定保健指導委託料 3,344 千円
		(2) 保健衛生普及活動 21,615 千円 参考・主な内容 ア 生活習慣病重症化予防対策事業 12,474 千円 イ 健康サポート訪問事業 2,879 千円
9 基金積立金	311	
10 諸支出金	7,353	
11 予備費	40,000	
歳出合計	7,842,075	

平成28年度和光市後期高齢者医療特別会計予算について

1 基本方針

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障害がある方（本人の申請に基づき、保険者の認定を受けた方）を対象とする医療保険制度であり、平成20年4月から埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、事務及び財政運営の共同処理、広域にわたる計画の策定、構成市町村の連絡調整が行われている。埼玉県後期高齢者医療広域連合の推計では、埼玉県の75歳以上の人口は、10年後の平成37年には53.9%増の約118万人と大幅な伸びが見込まれており、被保険者の健康増進と医療費適正化の一層の推進による本制度の持続可能性の確保が求められている。

平成28年度和光市後期高齢者医療特別会計予算については、広域連合が推計した市負担金算定に用いる諸係数及び本市における75歳以上の被保険者数に基づき予算を編成している。

主な歳入については、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合が被保険者数から算出した各構成市町村の保険料賦課見込額に予定収納率を乗じて得た保険料と高齢者の医療の確保に関する法律第99条に基づく、低所得者に対する保険料の軽減措置による減収相当額を補完するための財源を一般会計からの繰り入れにより「保険基盤安定繰入金」として計上している。

一方歳出については、歳入に連動する形で、後期高齢者医療保険料負担金及び保険基盤安定負担金のほか、被保険者の資格喪失による保険料還付金等を計上している。

なお、算出の基礎となった当市の被保険者数は6,132人で、前年度に比べて261人増加しており、これに伴い予算額も2,860万4千円、4.6%の増となっている。

2 予算規模

歳入歳出総額	6億5,350万3千円
(対前年度比)	2,860万4千円、4.6%増)

歳入

単位：千円

科目	予算額	説明
款1 後期高齢者医療保険料	571,296	
項1 後期高齢者医療保険料	571,296	
目1 後期高齢者医療保険料	571,296	特別徴収保険料 281,985 現年度分普通徴収保険料 281,702 過年度分普通徴収保険料 7,609
款2 繰入金	80,802	
項1 一般会計繰入金	80,802	
目1 保険基盤安定繰入金	80,802	
款3 繰越金	1	
項1 繰越金	1	
目1 繰越金	1	
款4 諸収入	1,404	
項1 延滞金、加算金及び過料	51	
目1 延滞金	50	
目2 過料	1	
項2 償還金及び還付加算金	1,350	
目1 保険料還付金	1,300	
目2 還付加算金	50	
項3 預金利子	1	
目1 預金利子	1	
項4 雑入	2	
目1 滞納処分費	1	
目2 雑入	1	
歳入合計	653,503	

歳出

単位：千円

科目	予算額	説明
款1 後期高齢者医療広域連合納付金	652,149	
項1 後期高齢者医療広域連合納付金	652,149	
目1 後期高齢者医療広域連合納付金	652,149	
款2 諸支出金	1,351	
項1 償還金及び還付加算金	1,350	
目1 保険料還付金	1,300	
目2 還付加算金	50	
項2 諸支出金	1	
目1 一般会計繰出金	1	
款3 予備費	3	
目1 予備費	3	
目1 予備費	3	
歳出合計	653,503	

平成28年度和光市介護保険特別会計予算について

1 基本方針

第6期介護保険事業計画は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行及び介護保険法の改正により、地域包括ケア計画として位置づけられており、和光市が策定する長寿あんしんプラン（第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画）は、「地域包括ケアシステムによる介護保障と自立支援のさらなる発展をめざして」を基本目標としている。

計画の中間年となる平成28年度の和光市介護保険特別会計は、事業計画の基本目標を踏まえ、平成27年度からスタートした「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を更に充実させる他、地域密着型サービスの基盤整備を進める等、第6期介護保険事業計画を着実に推進することを念頭に予算を編成した。

(1) 平成28年度における新規事業

ア 低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の実施

介護保険事業費補助金を活用し、低所得、低資産で社会的つながりが乏しい等の高齢者を対象に安定的、継続的に地域生活を営むことができるよう、住まいの確保や日常生活上の支援を行う等、地域における支援体制を構築することを目的に「和光市地域包括ケア住まい相談センター」を設置した。

イ 地域密着型サービスの整備

北エリアに、認知症対応型共同生活介護と、看護小規模多機能型居宅介護の併設型施設を整備するとともに、南エリア、中央エリアには、それぞれ定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をあらたに整備する。また、南エリアにはサービス付き高齢者向け住宅と、そこに併設した定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備していく。

(2) 歳出（平成28年度の事業計画）

平成28年度予算の歳出のうち、施設サービス費、居宅サービス費及び地域密着型サービス費については、第6期介護保険事業計画において推計した給付費の伸び率に、直近の給付実績及び、平成28年度に新たに整備予定の認知症対応型共同生活介護や看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービス見込

み量の増加も考慮し、必要量と供給量を推計し計上した。

また、地域支援事業については、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として、「介護予防・生活支援サービス事業」、「一般介護予防事業」を引き続き実施するとともに、包括的支援事業として、地域ケア会議の充実、認知症施策の推進、各日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置するための経費を引き続き計上し、生活支援サービス体制の整備を図っている。

(3) 歳入

歳入の構成は、主に介護保険料、国・県等からの負担金、補助金及び交付金、一般会計からの繰入金で構成されている。

歳入の24.0%を占める介護保険料については、第6期基準月額4,228円を基礎とし、被保険者数(14,057人、対前年407人増)が3.0%増加することにより、保険料収入は4.6%増加することを見込み、予算計上している。

また、歳入の56.9%を占める国・県・支払基金からの負担金については、歳出に連動する形で各種サービス給付及び事業に要する費用の見込額に、それぞれの負担割合を乗じて計上している。

この他、保険給付費、各種事業費及び事務費等に充当するため、歳入予算の19.0%にあたる一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金を計上し、予算全体を調整した。

2 予算規模

歳入歳出総額	32億7,852万9千円
(対前年度比)	1億9,025万8千円、6.2%の増)

一般状況

科 目	予 算 額	説 明
1 第一号被保険者数 (事業計画上数値)		年間平均 14,057人 (対前年比 407人 3.0%の増) 前期高齢者数(65~74歳) 7,925人 (対前年比 77人 1.0%の増) 後期高齢者数(75歳以上) 6,132人 (対前年比 330人 5.7%の増)
2 高齢化率 (事業計画上数値)		17.3% (対前年比 0.4ポイントの増)
3 保険料基準額		4,228円 (対前年比 増減なし)

歳 入

科 目	予 算 額	説 明
1 介護保険料	788,007	現年度分特別徴収保険料 671,117 現年度分普通徴収保険料 98,326 滞納繰越分普通徴収保険料 18,564
2 国庫支出金	608,555	介護給付費負担金 519,278 調整交付金 45,575 地域支援事業交付金 38,595 介護保険事業費補助金 5,107
3 支払基金交付金	828,628	介護給付費交付金 797,870 地域支援事業支援交付金 30,758
4 県支出金	429,814	介護給付費負担金 406,822 地域支援事業交付金 22,043 介護保険事業費補助金 947 財政安定化基金支出金 2
5 一般会計繰入金	591,348	介護給付費繰入金 356,193 事務費繰入金等 191,709 低所得者軽減負担金繰入金 5,988 その他一般会計繰入金 15,415 地域支援事業繰入金 22,043
6 基金繰入金	31,943	介護給付費準備基金繰入金 31,943

歳 出

科 目	予 算 額	説 明
1 総務費	191,709	一般管理費 40,958 連合会負担金 11 賦課徴収費 4,161 介護認定審査会費 30,975 運営協議会費 427 地域包括支援センター事業費 114,966 趣旨普及費 211
2 保険給付費	2,849,536	
(1)介護等サービス諸費	2,629,979	居宅サービス系の実給付費 1,705,768 施設サービス系の実給付費 924,211
(2)介護予防サービス等諸費	39,582	介護予防サービス費他 39,582
(3)その他諸費	1,645	審査支払手数料 1,644 その他 1
(4)高額介護等サービス諸費	90,453	高額介護等サービス費 90,403 高額介護予防サービス費 50
(5)特定入所者介護サービス等費	87,877	特定入所者介護サービス費他 87,877
3 財政安定化基金拠出金	2	科目設定 2

科 目	予 算 額	説 明
4 市町村特別給付費	60,396	紙オムツ等サービス費 32,460 地域送迎サービス費 24,288 食の自立・栄養改善サービス費 3,648
5 地域支援事業費	152,476	介護予防・日常生活支援総合事業費 109,849 包括的支援事業・任意事業費 42,627
6 利用者負担額軽減制度事業費	1,263	利用者負担額軽減制度事業費 1,263
7 低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業費	5,107	低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業費 5,107
8 保健福祉事業費	16,305	介護予防スクリーニング事業 4,763 健康増進・介護者リフレッシュ 4,192 地域介護予防 204 介護予防強化サービス事業 7,146

平成28年度和光都市計画事業

和光市駅北口土地区画整理事業特別会計予算について

1 基本方針

和光市駅北口土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図ることを目的とし、駅南口と併せた中心市街地として、計画的な市街地形成、交通の円滑化、安全で快適な居住空間の確保など、災害に強い住み良いまちづくりを目指す都市基盤整備事業である。

平成28年度の予算編成は、前年度に引続き街路築造及び宅地造成等工事を実施するため工事請負費、建物移転に伴う移転補償費及び損失補償費等を計上している。

また、計画的な事業推進を目指し次年度施工予定箇所の建物移転等補償調査業務及び工事実施設計業務等の委託料を含め予算編成をした。

2 予算規模

歳入歳出総額 8億469万5千円

(対前年度比 1億3,293万4千円 19.8%の増)

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出款別一覽

(単位:千円・%)

歳		入			
款	本年度予算	前年度予算	比較増減額	対前年度比%	
1 国庫支出金	125,400	55,000	70,400	128.0	
2 繰入金	384,893	320,959	63,934	19.9	
3 繰越金	1	1	0	0.0	
4 諸収入	1	1	0	0.0	
5 市債	294,400	295,800	△ 1,400	△0.5	
歳入合計	804,695	671,761	132,934	19.8	

(単位:千円・%)

歳		出			
款	本年度予算	前年度予算	比較増減額	対前年度比%	
1 区画整理総務費	85,298	83,041	2,257	2.7	
2 区画整理事業費	718,897	588,220	130,677	22.2	
3 予備費	500	500	0	0.0	
歳出合計	804,695	671,761	132,934	19.8	

平成28年度和光市水道事業会計主な予算内容

1 収益的収入及び支出

事業収益 1,512,764千円

項目	予算額(千円)	主な内容
営業収益	1,313,596	総給水量 9,291,000m ³ 総有収水量 8,982,000m ³ 有収率 96.7% ・給水収益 1,111,022千円 ・受託工事収益 5,337千円 ・配水管工事負担金 30,240千円 ・加入金 117,180千円 ・下水道使用料徴収事務受託料 47,358千円
営業外収益	199,068	・長期前受金戻入 172,552千円
特別利益	100	

事業費 1,260,138千円

項目	予算額(千円)	主な内容
営業費用	1,243,200	・県水受水費 438,367千円 ・動力費 53,631千円 ・浄水場運転管理等委託 53,525千円 ・量水器満期交換 12,245千円 ・水道料金等徴収等委託料 86,904千円
営業外費用	11,338	・貸倒引当金繰入額 907千円
特別損失	600	・減価償却費 368,436千円
予備費	5,000	・固定資産除却費 295千円

※当年度純利益は繰越利益剰余金に含め、858,232千円を繰越す予定です。

2 資本的収入及び支出

収入額 21,805千円

項目	予算額(千円)	主な内容
負担金	21,805	・一般会計負担金 4,342千円 ・その他負担金 17,463千円

支出額 934,019千円

項目	予算額(千円)	主な内容
建設改良費	307,733	・給配水管布設費 230,148千円 ・浄水場施設改良費 57,219千円
拡張事業費	587,366	・浄水場施設費 575,035千円
企業債償還金	33,920	・企業債償還金 33,920千円
予備費	5,000	

※不足する912,214千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金並びに過年度分損益勘定留保資金で補てんする予定です。

平成28年度和光市下水道事業会計の主な予算内容

1 収益的収入及び支出

事業収益 1,138,446千円

項 目	予 算 額 (千 円)	主 な 内 容
営 業 収 益	934,927	有収水量 8,574,000 m ³ ・下水道使用料 648,411千円 ・他会計負担金 286,324千円 ・指定工事店等手数料 191千円
営 業 外 収 益	203,489	・預金利息 100千円 ・他会計補助金 66,552千円 ・長期前受金戻入 134,335千円 ・下水道施設占用料等 2,502千円
特 別 利 益	30	・過年度損益修正益 30千円

事業費 1,030,280千円

項 目	予 算 額 (千 円)	主 な 内 容
営 業 費 用	912,593	・施設維持関係委託(雨水) 12,072千円 (汚水) 38,028千円 ・施設維持等修繕 (雨水) 5,789千円 (汚水) 26,406千円 ・下水道使用料算定及び徴収事務委託 47,358千円 ・荒川右岸流域下水道事業維持管理負担金等 276,295千円 ・貸倒引当金繰入額 586千円 ・減価償却費 439,422千円
営 業 外 費 用	111,687	・下水道事業債利子償還金 104,595千円
特 別 損 失	1,000	・過年度損益修正損 1,000千円
予 備 費	5,000	

2 資本的収入及び支出

収入額 302,174千円

項目	予算額(千円)	主な内容
企業債	150,200	・建設改良費等企業債 150,200千円
補助金	75,000	・社会資本整備総合交付金 75,000千円
他会計負担金	76,854	・一般会計負担金 43,175千円 ・他会計負担金 33,679千円
貸付金償還金	120	

支出額 717,114千円

項目	予算額(千円)	主な内容
建設改良費	329,291	・工事請負費(雨水) 174,032千円 (汚水) 47,250千円 ・荒川右岸流域下水道事業建設負担金 27,655千円
企業債償還金	382,523	・下水道事業債元金償還金 382,523千円
貸付金	300	
予備費	5,000	